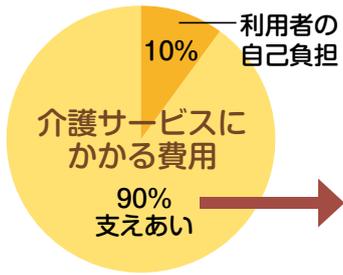


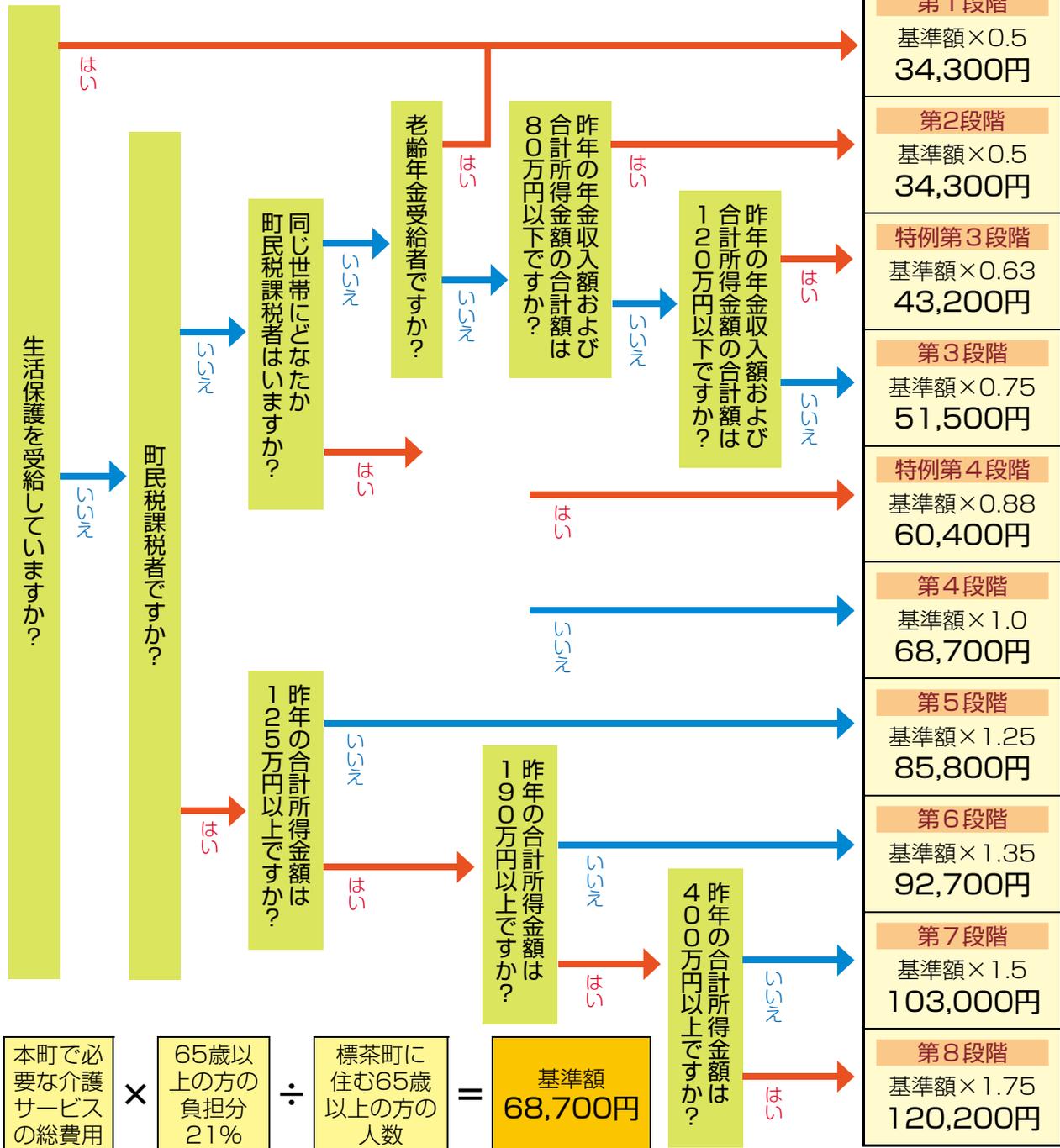
介護サービスの費用は、1割の自己負担と9割のうち半分は公費（税金）、残り半分は40歳以上の皆さんが納める介護保険料で賄われています。



介護保険料50%		公費50%	
21%	29%	37.5%	12.5%
65歳以上の方の保険料	40歳以上65歳未満の方の保険料	国 北海道	標茶町



65歳以上の方の介護保険料は「基準額」を元にして、所得金額、世帯状況など負担力に応じて8段階（10区分）設定を行っています。



65歳以上の方の介護保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方 保険料は年金から【天引き】になります。(特別徴収)

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から介護保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

仮徴収期間は、平成24年2月の天引額または前年度年額の1/6の額

本徴収期間は、決定した保険料年額から仮徴収期間に納めた残額となります。

※天引額については、日本年金機構などから送られる、年金支払通知(ハガキ)を確認してください。

※仮徴収と本徴収に大きな差額が発生する恐れがある場合、8月の天引額を変更し差額を抑える「平準化」を行います。該当する方へは8月にお知らせします。

●年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めることがあります。

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 など



年金が年額18万円未満の方 保険料を【納付書】で各自納めます。(普通徴収)

本町から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

- 保険料納付は口座振替が便利です。

<手続き方法>

- ①利用できる金融機関は、●北洋銀行標茶支店 ●大地みらい信用金庫標茶支店
●標茶町農業協同組合本所 ●郵便局です。
- ②利用する金融機関の通帳と印かん(銀行届出印)を用意し、金融機関窓口で申し込みください。
※年度途中で特別徴収(年金天引き)に切り替わったときは、自動的に口座振替を停止します。

介護保険料の滞納にご注意ください!

介護保険制度は、医療保険制度と同じ仕組みです。保険料を納めると、サービスを安く受けることができ、自己負担額が高額になったときに払い戻し(高額サービス費)を受けられます。滞納がある方が実際に介護サービスを使うときには、自己負担額で制限がかけられます。滞納がある方へは催告状の発送をしていますので今一度確認して、下記まで連絡してください。

- 滞納がある方はサービス利用料の自己負担額が高額になります。

	滞納がない方	滞納がある方	2年以上滞納が続いている方
制限内容	特になし。 利用料の1割負担で利用できます。	●一度全額負担しなければならない。 ●後日、申請すると9割分が戻るが、一部は保険料に充てられる。	●3割負担になる。 ●自己負担が高額になっても払い戻しなし。
高額サービス費	申請できる。	申請できる。 ただし、一部は保険料に充てられる。	申請できません。

保険制度は「万が一に備えた制度」です。元気に暮らしていても加齢や突然の病気、ケガ、事故の後遺症で介護を利用することになるかもしれません。介護保険料は「自分に戻ってくるもの」として考え、納め忘れに気をつけましょう。

■問い合わせ/役場住民課介護保険係(1階④番窓口☎485-2111内線138)